議員提出議案第7号

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する規程 上記の議案を提出する。

令和5年3月29日

提出者1 2番安西 まさのぶ1 3番梅沢 とよかず2 0番かわごえ 誠一2 8番清水 こういち3 1番中村しんご3 2番下山 しんいち3 3番小山たつや3 4番秋本とよえ3 5番秋家駅3 8番米山真吾

葛飾区議会議長 峯 岸 良 至 殿

(提案理由)

葛飾区情報公開条例の改正に伴い、第三者に対する意見提出の機会を付与する際に通知 する事項を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する規程

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程(平成13年3月29日議決)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(請求書等)

第2条 条例第6条第1項の請求書は、情報公開請求書とする。

- 2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 公開請求の年月日
 - (2) 求める情報の公開の方法
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めた事項第3条を削る。

第4条中「第7条第2項」を「第7条第1項又は第2項」に改め、同条第1号中「により情報」の次に「の全部」を、「公開する」の次に「旨の」を加え、同条第2号中「公開する」の次に「旨の」を加え、同条第3号中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改め、

「により情報」の次に「の全部」を、「公開しない」の次に「旨の」を、「場合」の次に「(次号及び第5号に掲げる場合を除く。)」を加え、同条第4号中「情報の公開の請求」を「公開請求」に改め、「拒否する」の次に「旨の」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 条例第7条第2項の規定により情報を保有していない旨の決定をした場合(条例第 16条の規定により公開請求に係る情報に条例が適用されない場合を含む。) 情報 不存在決定通知書

第4条を第3条とする。

第4条の2第1項中「第7条第3項に規定する」を「第7条の2第2項の」に改め、同条第1号中「公開の請求に係る情報に」を「公開請求に係る情報に」に、「公開の請求に係る情報の公開の可否(条例第10条の3の規定による請求の拒否を含む。)の決定(以下「公開可否決定」という。)」を「公開決定等」に改め、同条第2号中「第7条第5項の規定による聴取」を「第7条の4第1項又は第2項に規定する手続」に、「公開可否決定」を「公開決定等」に改め、同条第3号中「公開可否決定」を「公開決定等」に改め、同条第4号中「公開可否決定」を「公開決定等」に改め、同条第4号中「公開可否決定」を「公開決定等」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「第7条の2第2項」に改め、同条を第3条の2とし、同条の次に次の2条を加える。

(特例延長通知)

第3条の3 条例第7条の3の規定による通知は、情報公開決定期間特例延長通知書により行うものとする。

(第三者に対する意見提出の機会の付与等)

第3条の4 条例第7条の4第1項の実施機関が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る情報に含まれる当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第7条の4第2項の実施機関が別に定める事項は、前項に規定する事項並びに同 条第2項第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由とする。
- 3 条例第7条の4第1項又は第2項の規定による通知は、第三者情報意見照会書により 行うものとする。ただし、同条第1項の規定による通知を行う場合において、議長が当

該通知を書面により行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 4 条例第7条の4第1項及び第2項の意見書は、第三者情報意見回答書とする。
- 5 議長は、第三者から第三者情報意見回答書の返送がないとき又は口頭で回答すること を希望する旨の申出があったときは、第三者の意見を口頭により聴取し、第三者情報意 見聴取書に記録するものとする。
- 6 条例第7条の4第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定等結果通知書により 行うものとする。

第4条の3から第4条の5までを削る。

第5条の見出しを削り、同条第2項中「情報の公開」を「文書、図画、写真、フィルム 又は電磁的記録を閲覧し、又は視聴する方法により情報の公開」に改め、「情報を」の次 に「丁寧に取り扱うとともに、」を加え、「又は破損することがないよう丁寧に取り扱わ なければ」を「若しくは破損し、又は改ざんしては」に改め、同条第3項を次のように改 める。

3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、 同項の方法による情報の公開を中止し、又は当該情報の公開を受けることを禁止するこ とができる。

第5条第4項を削り、同条を第4条の2とする。

第3条の4の次に次の見出し及び1条を加える。

(情報の公開の実施等)

- 第4条 文書、図画又は写真の閲覧の方法は、当該文書、図画又は写真(条例第8条第2 項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に規定するもの)の閲覧とする。
- 2 文書、図画又は写真の写しの交付の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。 ただし、第2号及び第3号に掲げる方法にあっては、議長がその保有する処理装置及び プログラム(電子計算機に対する指令であって、1の結果を得ることができるように組 み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書、図画又は写真の公開を実施す ることができる場合に限る。
 - (1) 当該文書、図画又は写真を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの(当該文書、図画又は写真の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判以下の大きさの用紙に分割し、又は縮小

して白黒で複写したもの(これらにより難い場合にあっては日本産業規格A列2番の 大きさの用紙に複写したもの)の交付

- (2) 当該文書、図画又は写真を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの(当該文書、図画又は写真の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3 判以下の大きさの用紙に分割し、又は縮小してカラーで複写したもの)の交付
- (3) 当該文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。)に複製したものの交付
- 3 フィルムの公開は、当該フィルムの視聴により行うものとする。
- 4 電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める 方法により行うものとする。
 - (1) 音声データ 次のいずれかの方法
 - ア 反訳したものを日本産業規格A列4番の大きさの用紙に出力したものの交付 イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付
 - (2) 画像データ及び映像データ 次のいずれかの方法
 - ア 電子計算機その他の専用機器により表示し、又は再生したものの視聴(画像データにあっては、A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧を含む。)
 - イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したもの(画像データにあっては、A3判以下の大きさの用紙に出力したものを含む。)の交付
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法であって、議長がその 保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付
- 5 情報の写しの交付を行う場合の交付部数は、請求があった情報の1件名につき1部と する。

第5条の2中「に規定する」を「の」に改め、同条第1号中「公開しないことができる情報」を「非公開情報」に改め、同条第2号中「公開の請求」を「公開請求」に改め、同条第3号中「前号」を「前2号」に改め、同条を第4条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(葛飾区行政不服審査会に諮問をした旨の通知)

第4条の4 条例第13条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

第6条を第5条とする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。